

∴
知財産敷童（ざしきわらし）語り部
∴

『PCT 国際出願費用の支援制度の一本化について』

近年、国内にとどまらず、海外で事業を拡大する経営戦略を立てている中小企業等が増えています。そんな中小企業等にとって、海外での権利取得は必要不可欠だと思われそうですが、昨今の円安の影響による出願手数料の値上がりや、さまざまな海外出願コストの上昇等により、出願費用が大きな負担となって出願自体をためらう方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

今回は、そんな中小企業等向けに、特許庁に支払う国際出願手数料等の軽減支援措置の変更点について説明いたします。

2023 年 12 月 31 日までは、国際出願時の「国際出願手数料」、国際予備審査請求時の「取扱手数料」については、出願時に一旦満額納付し、その後促進交付金制度を利用して 6 か月以内に国際出願促進交付金交付申請書を提出することで、後日所定の割合の交付金が交付されていました。

2024 年 1 月 1 日以降出願分より、以前から納付段階で軽減制度の対象となっている「送付手数料」「調査手数料」と同様の軽減支援措置が受けられるようになりました（注 1）。

それにともない促進交付金制度は廃止されますが、支援措置を受けるための要件に変更はありませんし、新たに追加となる手続もありません。

具体的には、日本語で作成した PCT 国際出願の願書または予備審査請求書と同時に、手数料軽減申請書を提出するだけで、特許庁に支払う手数料が以下の割合になります。出願時点で支援措置が適用されている中小企業・大学は 1/2、小規模企業・中小スタートアップ企業は 1/3、福島浜通り等の中小企業は 1/4 を納付するだけで済みます。

今まで「料金が安くなるなら利用してみたいが手続が面倒で利用していなかった。」という方にとっても、支援制度が一本化されたことで、より利用しやすくなりました。ただし、出願時に手数料軽減申請書を同時に提出しないと、軽減・支援措置の対象外となりますので、忘れずに提出するようにしてください。

詳しい内容については「PCT 国際出願に係る料金支援制度のご案内」パンフレット（注 2）を御覧ください。

< 参考 >

注 1： 2024 年 1 月以降に行う出願・予備審査請求の国際出願料に係る軽減・支援措置の申請手続
https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei_202401.html

注 2： PCT 国際出願に係る料金支援制度のご案内
https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/document/pct_keigen_shinsei/pct-ryokin-shien.pdf

※配信元：東北地域知財戦略本部事務局（東北経済産業局知的財産室）

※本コラムの無断転載を禁じます。